

# 3月は自殺対策強化月間です。

全国で毎年3万人以上の方が自殺で亡くなるという事態が平成10年以降続いている。このよ  
うな厳しい現状をふまえ、国は例年もつとも自殺者の多い3月を「自殺対策強化月間」と定めました。  
自殺を防止するために大切なことは、周囲にいる皆さんが悩みに気づき、早めに専門家につなぎ、温か  
く見守ることです。わたしたちにできることを、今か  
ら始めることが大切です。

## 平成22年度自殺対策講演会

▼日時＝3月13日(日)  
午後1時30分～4時30分

▼会場＝とちぎ健康の森 講堂  
(宇都宮市駒生町3333-1)

- 基調講演  
演題「子どものサイン」「気つく」  
「子どもの自殺予防で  
家庭や地域でできる」と  
講師 栃木県教育研究所相談部長  
丸山 隆氏

- パネルディスカッション  
「子どもを自殺から守る社会的取組」  
▼定員＝300名(入場無料)  
※定員になり次第、締め切ります
- ▼申込方法＝電話 FAX、メールにて氏名。  
参加人数を連絡ください。

▼申し込み・問い合わせ先＝  
栃木県精神保健福祉センター  
028(673)8785  
028(673)6530  
FAX ☎ 567493

E-mail＝seishin-hfc@pref.tochigi.lg.jp

## こころの相談

こころの悩みで困っている方は、ひとり  
で悩まずご相談ください。

カウンセラーが相談に応じます。相談は  
無料です。

▼開催日＝3月20日(日)  
▼相談時間＝午後1時30分～4時30分

▼場所＝上三川いきいきプラザ  
保健センター

▼その他＝予約制  
(必ず事前予約をしてください)

▼予約・問い合わせ先＝  
健康福祉課 福祉人権係  
569128

【P17に関連記事】



イラスト:細川貂々



## 20歳になつたら「国民年金」

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。

皆さんの中には、「年金なんて先のことだから関係ない。」なんて思っている方はいませんか?

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての方が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障がいや死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで前もって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の方も納付した保険料以上の年金が受け取れます。さらに賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変有利です。ただし、加入の手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともありますので、「あのときに…」と後悔する前に必ず国民年金の加入手続きを取りましょう!

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎ 569134

## インフルエンザ予防接種の助成について

町では、高齢者と住民税非課税世帯の方に接種費用の助成を行っています。住民税非課税世帯の方は手続きを行うことにより接種費用(3,600円)が助成されます。

	一部助成	全額助成	
対象者	65歳以上の高齢者	生活保護受給者	住民税非課税世帯の方
費用	1回のみ自己負担 1,500円	全額無料	医療機関窓口で立替払い (申請により全額助成)
助成の方法	保険証、老人健康手帳を持参し医療機関で接種  ◎手続きの必要なし	無料受診券を持参し医療機関で接種  ◎対象者には世帯主に個別通知	直接医療機関で接種 ①領収書、接種済証の写、印かん、口座の控えを持参し役場に申請 ②後日振込みにて助成  ◎65歳以上の非課税世帯の方も申請により1,500円を助成
接種できる医療機関	町内、小山市、下野市、野木町の医療機関 (事情により上記以外の医療機関希望の方は下記問い合わせ先までご相談ください。)		

▼問い合わせ先=健康福祉課 健康増進係 ☎ 569132

▼
問い合わせ先=保険課
(56) 9134 国保年金係



国民健康保険高齢受給者証  
交付年月日 年 月 日

記号 番号

世 住 所  
番

主 氏 名 性別

対 氏 名 性別

交付年月日 年 月 日

一部負担 金の割合
発効年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日
保険証番号 びに保険者の 名前及び印

ココが変わります

現在、70歳から74歳の方(一定の障がいに  
より後期高齢者医療被保険者となる方を除  
く)には、高齢受給者証が交付されています。  
高齢受給者証の「一部負担金の割合」の欄  
には、「2割(平成23年3月31日までは1割)」  
と表示されています。  
しかし、高齢者医療制度の見直しに伴い、  
負担割合の引き上げの見直しの凍結が延長  
され、「2割(平成23年3月31日までは1割)」  
と表示されている方は、平成23年4月1日  
から平成24年3月31日までの1年間は、自  
己負担額が1割に据え置かれます。(現役並  
み所得のある方で、3割負担の方は除きます)  
このため、4月以降使用する新たな高齢  
受給者証を3月末までにお届けします。  
医療を受けるときは、保険証と一緒に忘  
れずお示しください。

## 『高齢受給者証』についてのお知らせ

## 3月1日(火)から3月7日(月)は「こども予防接種週間」

感染症を予防するため、お子さんに予防接種を受けさせましょう。受け忘れている予防接種がありましたら、この期間を利用して受けてください。今回、「こども予防接種週間」にご協力いただける医療機関は次のとおりです。

受診する場合は、実施時間等事前にお問い合わせください。

医療機関	1(火)	2(水)	3(木)	4(金)	5(土)	6(日)	7(月)
小口内科小児科医院 ☎ 562109	○	○ 午前のみ	○	○	○	×	○
やの小児科医院 ☎ 560280	○	○	○ 午前のみ	○	○ 午前のみ	×	○
山崎医院 ☎ 560211	○	○	×	○	○ 16時まで	○ 午前のみ	○

▼問い合わせ先=健康福祉課 健康増進係 ☎ 569132